

平成元年5月19日 民生局長決裁
令和7年10月28日 改正

札幌市国民健康保険料減免取扱要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第24条に規定する保険料の減免に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免世帯の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる減免世帯に係る用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害世帯

風水害、火災、震災その他これに類する災害を受けた世帯

(2) 所得激減世帯

重大な事故（負傷、疾病等）又は失業などの理由で所得が激減した世帯

(3) 生活保護世帯

納付義務者が生活保護法による保護を受けている世帯

(4) 法第59条世帯

国民健康保険法（以下「法」という。）第59条に規定する給付制限を受ける被保険者（以下「法第59条該当者」という。）がいる世帯

(5) 旧被扶養者世帯

被保険者の資格を取得した日において65歳以上である者で、被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者（以下「旧被扶養者」という。）がいる世帯

ア 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

イ 船員保険法の規定による被保険者

ウ 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

エ 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(減免事由)

第3条 区長は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合は、減免の申請（以下「申請」という。）により保険料を減免することができる。

(1) 前条のいずれかの世帯

(2) 生活が著しく困窮し、かつ、資力が近い将来回復する見込みがないため、保険料を納付することが困難である世帯（前条第4号及び第5号を除く）

2 区長は、次の各号に該当するときは、当該世帯の納付義務者本人から減免の申請

があつたものとみなすことができる。ただし、第1号に該当する場合は、災害を受けた日の属する年度（以下「被災年度」という。）の翌年度に係る申請をいう。

- (1) 災害世帯においては、第12条第1号に定める減免期間が被災年度の翌年度まで及ぶ場合であつて、被災年度の保険料を減免することが決定されているとき
- (2) 生活保護世帯においては、生活保護開始連絡票、その他これに類する書類を受領したとき
- (3) 法第59条世帯においては、収監を証明する書類を受領したとき
- (4) 旧被扶養者世帯においては、過去に申請があり、継続して第2条第5号の世帯に該当していると認められるとき

（減免対象額）

第4条 減免の対象となる保険料は、国民健康保険料減免申請書（札幌市国民健康保険事業施行規則（以下「規則」という。）様式25。以下「申請書」という。）の提出のあつた年度に賦課された保険料（以下「賦課額」という。）とする。ただし、災害世帯、生活保護世帯、法第59条世帯及び旧被扶養者世帯に係る申請書の提出の場合は、この限りでない。

第2章 減免決定事務取扱

（申請時の確認等）

第5条 区長は、申請があつた場合（第3条第2項各号に該当する場合を除く。）には、書類の提示等により、申請者が、次の各号のいずれかに該当するものであることを確認しなければならない。ただし、第2号又は第3号の場合にあっては、併せて、事情聴取等により、申請する世帯（以下「申請世帯」という。）の納付義務者本人が申請することが困難であることを確認するものとする。

- (1) 申請世帯の納付義務者
- (2) 申請世帯の被保険者
- (3) 申請世帯の納付義務者の6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族

2 区長は、申請のあつた日が、第3条第1項各号のいずれにも該当する年度の最終納期限前であることを確認するものとする。ただし、生活保護世帯、法第59条世帯及び旧被扶養者世帯に係る申請の場合は、この限りではない。

3 区長は、申請があつた場合には、必要事項を記載した申請書及び第3条第1項各号のいずれにも該当することを証明する書類（以下「証明書類」という。）の提出があることを確認するものとする。ただし、第2条第2号の申請があつた場合には、預貯金通帳またはこれに類するものの写し及び財産調査を行うことについての同意書（様式1）（以下「納付困難判定書類」という。）の提出があることを併せて確認するものとする。

4 区長は、前項の規定により、申請者から申請書、証明書類及び納付困難判定書類（以下「申請書等」という。）の提出があつた場合において、当該提出のあつた申請書等の内容について補正を行う必要があると認めるとき、又は証明書類及び納付困難判定書類が不足していると認めるときは、当該申請者に対して相当の期間を定めて、書類の補正又は追加提出（以下「補正等」という。）を求めるものとする。

（申請内容の審査）

第6条 区長は、申請が前条第1項から第3項のいずれの要件にも適合する場合、速

やかに申請内容を審査しなければならない。

- 2 区長は、必要と認めるときは、当該申請者に対し申請書等の補正等を求め、又は職員をして質問させるものとする。
- 3 区長は、申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申請を却下することができる。
 - (1) 申請世帯が、第2条各号のいずれにも該当しない場合
 - (2) 申請世帯が、第3条第1項第2号に該当しない場合（第2条第4号及び第5号に規定する世帯を除く。）
 - (3) 申請世帯が、第3章各条に定められた条件又は基準に合致しない場合、又は、減免判定基準額が生じない場合
 - (4) 申請者が、申請書等の補正等又は職員の質問に応じない場合
 - (5) 申請者が、虚偽の申請をした場合
 - (6) 納付義務者（第2条第3号から第5号までの世帯の納付義務者を除く。）が、前年度分までの保険料を完納していない場合。ただし、分割約束書等で未納分の納付を約束したときを除く。

（見込所得金額の算出）

第7条 この要綱において、見込所得金額とは、被保険者、擬制世帯主及び旧国保被保険者（条例第10条に規定する「特定同一世帯所属者」をいう。）個々に、次の各号で推計した当該申請年度の初日の属する年中（以下「その年」という。）の年間収入金額を基に算定した、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第35条の3第13項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ）の合算額をいう。ただし、減免対象となる賦課年度の初日の属する年中に65歳に達した当該被保険者、擬制世帯主及び旧国保被保険者については、租税特別措置法第41条の15の3の特例を適用せずに所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額を算定するものとする。

- (1) 収入金額が確定しているもの及び推定できるものは、その金額を年間収入金額とする。ただし、その年の途中で死亡した場合には、死亡月の前月まで3か月の平均月収に12を乗じた額をその年間収入金額とする。
- (2) 収入金額が一定していないが現に継続しているもの、又は、継続する見込みのあるものは、申請前3カ月の平均月収にその年の継続すると予想される月数を乗じた額をその年間収入金額とする。
- (3) 前各号で推計することが困難な場合は、申請者の申告する額を年間収入金額と

する。

- 2 前項の見込所得金額の算出にあたっては、地方税法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないで計算するものとする。ただし、該当世帯の主たる所得が事業専従者として支払を受けた給与所得である場合は、この限りではない。
- 3 第1項の見込所得金額のうち総所得金額の算出に当たっては、所得税法第22条第2項第2号の規定の適用において、「合計額の二分の一に相当する」とあるのは「合計額」と読み替えて、また、所得税法第33条第3項の規定の適用において、「控除し、その残額の合計額から譲渡所得の特別控除額を控除した」とあるのは「控除した」と読み替えて、また、所得税法第34条第2項の規定の適用において、「控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した」とあるのは、「控除した」と読み替えて計算するものとする。
- 4 第1項の見込所得金額のうち山林所得金額の算出に当たり、所得税法第32条第3項の規定の適用においては、「控除し、その残額から山林所得の特別控除額を控除した」とあるのは、「控除した」と読み替えて計算するものとする。

(減免額の決定)

第8条 区長は、申請者に対する事情聴取等によって得られた、当該申請世帯において納付することが困難と認められる金額（以下「納付困難額」という。）と、第3章各条に規定するそれぞれの減免判定基準額を比較し、低い方の額をもって減免額とするものとする。ただし、生活保護世帯、法第59条世帯及び旧被扶養者世帯に係る減免についてはこの限りではない。

- 2 前項の規定により比較した結果、減免判定基準額が納付困難額より低く、かつ、算出された金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。ただし、所得激減世帯においては、減免後の保険料が、10分の3を乗じた後の平等割額及び均等割額（条例第19条の3に規定する未就学児の被保険者均等割額の減額（以下「未就学児軽減」という。）又は条例第19条の4に規定する出産被保険者の保険料の減額（以下「産前産後軽減」という。）の適用を受けている場合は、適用後の額。）の合算額（以下「最少基準額」という。）を下回るときは、この限りではない。
- 3 第1項の規定により比較した結果、納付困難額が減免判定基準額より低い場合は、次の各号に定める額を条例第9条の2で規定された基礎賦課額（以下「医療分保険料」という。）、後期高齢者支援金等賦課額（以下「支援金分保険料」という。）、介護納付金賦課額（以下「介護2号分保険料」という。）それぞれの減免額とする。
 - (1) 医療分保険料の減免額
納付困難額から次号及び第3号に定める減免額を減じて得た額。
 - (2) 支援金分保険料の減免額
納付困難額に支援金分保険料を乗じ、賦課額で除した額。（10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする）
 - (3) 介護2号分保険料の減免額
納付困難額に介護2号分保険料を乗じ、賦課額で除した額。（10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする）
- 4 第1項の減免判定基準額を算出する場合、減免事由が競合するときは、申請世帯に有利な基準を適用するものとする。
(標準処理期間)

第9条 減免に係る決定及び通知までの標準処理期間は、申請書の提出があった日から14日（ただし、申請書等の内容について補正を行う必要がある場合、又は証明書類が不足している場合は、当該申請者に対する補正等に要する期間、又は申請書等の回送に要する期間を除く。）とする。

（決定の通知）

第10条 区長は、第6条第3項の規定により却下することと決定した場合（第16条第2項の規定をもとに減免の条件又は基準に合致せず、却下することと決定した場合を除く。）には、国民健康保険料減免申請却下通知書（規則様式26）により、また減免することと決定した場合には、国民健康保険料納付通知書兼特別徴収（決定・停止・変更）通知書（規則様式17）により、速やかに当該申請のあった世帯の納付義務者に通知しなければならない。

（決定の取消等）

第11条 区長は、前条の規定により減免の決定を通知した後において、次の各号のいずれかに該当した場合には、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請であった場合
 - (2) 減免申請時に提出した納付困難判定書類に事実と異なる内容がある等の理由で第3条第1項第2号に該当しなくなった場合
 - (3) 減免世帯において収入状況に変更がある等の理由で、第3章各条に規定する減免基準に該当しなくなった場合
 - (4) 現に該当している減免事由以外に、第2条各号のいずれかに該当することとなり、当該事由による減免申請があった場合
- 2 区長は、前条の規定により減免の決定を通知した後において、減免世帯において収入状況等に変更が生じ、減免判定基準額又は納付困難額が変わったときは、新たに減免額を決定できるものとする。
- 3 区長は、前条の規定により減免の決定を通知した後において、当該減免前の賦課額に変更が生じたときは、新たに減免額を決定できるものとする。
- 4 第1項第1号、第2号又は第3号の規定により減免の決定を取り消したとき、また第2項の規定により減免額を変更したときは、国民健康保険料減免決定取消（変更）通知書（様式2）により、速やかに当該決定の通知を行った納付義務者に通知しなければならない。
- 5 第1項各号の規定により減免の決定を取り消したとき、又は第2項若しくは第3項の規定により減免額を変更したときは、国民健康保険料納付通知書兼特別徴収（決定・停止・変更）通知書（規則様式17）にその理由を附記して、速やかに当該決定の通知を行った納付義務者に通知しなければならない。

第3章 減免事由別事務取扱

（災害世帯に係る減免）

第12条 災害世帯に係る減免は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 減免期間
災害を受けた日の属する月以後1年間を経過する月までの間に限る
- (2) 減免対象世帯
被保険者（擬制世帯主を含む。以下この条において同じ。）のいずれかの所有に係る現に居住する家屋等の災害による損害面積が当該家屋等の面積の10分の2

以上の世帯とする。ただし、国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等の属する世帯（以下「特例対象被保険者世帯」という。）については、第5号に規定する減免判定基準額が0円以下となる場合には対象としない。

(3) 減免の対象となる被害内容

全壊、全焼、流失、大規模半壊、半壊、半焼、消火冠水、床上浸水

(4) 被害の認定及び確認

災害世帯の認定及び被害程度の確認は、消防署長等所轄の関係官公署の長の発行する証明書（罹災証明書等）による。ただし、当該証明書の提出が得られないときは、現地調査により被害状況を把握するものとする。

(5) 減免判定基準額

第1号の期間に係る月割算定賦課額に、被保険者全員に係る前年の条例第13条に定める総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「前年の総所得金額等」という。）によって定めた次表の割合を乗じて得た額とする。

減免割合		
前年の総所得金額等	損害程度 10分の2以上10分の5未満	損害程度 10分の5以上
300万円以下	全部	
300万円を超え 500万円以下	10分の8	全部
500万円を超える	10分の6	

(6) 特例対象被保険者世帯の減免判定基準額の特例

特例対象被保険者世帯における前号の適用については、前号中「賦課額」とあるのは、「条例第19条の2の規定を適用せずに算出した賦課額（以下「特例軽減適用前賦課額」という。）」と読み替えて、「前年の総所得金額等」とあるのは、「条例第19条の2の規定を適用せずに算出した前年の総所得金額等」と読み替えたうえで、前号により算定した額から、特例軽減適用前賦課額と賦課額の差（以下「特例対象被保険者軽減額」という。）を差し引いた額を減免判定基準額とする。

(所得激減世帯に係る減免)

第13条 所得激減世帯に係る減免は、次の各号に定めるところによる。

(1) 減免対象世帯 次のいずれかの条件を満たす世帯とする。ただし、特例対象被保険者世帯については、特例対象被保険者軽減額が第3号に定める減免判定基準額より大きい場合は対象としない。

ア 次の条件をすべて満たす世帯

(ア) 当該世帯に係る被保険者の見込所得金額の合算額（以下「見込総所得金額」という。）が、当該世帯に係る譲渡所得及び一時所得を0円として算定した前年の総所得金額（以下「世帯の前年の総所得金額」という。）の10分

の8以下であること。

(イ) 見込総所得金額が、〔713万円－被保険者数（擬制世帯主及び旧国保被保険者を除く。）×21万円〕（以下「限度基準額」という。）未満であること

イ 前年に譲渡所得又は一時所得（0円以下であるものを除く。）がなく、条例第19条第1項第1号中「地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の合算額」を「見込総所得金額並びに擬制世帯主に係る見込所得金額及び旧国保被保険者に係る見込所得金額の合算額」と読み替えて同項各号及び条例附則第5条の規定を適用し、当該読み替え後の同項各号の規定によって減額される額が当該読み替え前の同項各号の規定によって減額される額を上回る世帯

(2) 減免判定基準額

次の各号により算出した額とする。

ア 世帯の前年の総所得金額が限度基準額未満である場合は、見込総所得金額を、世帯の前年の総所得金額で除して得た数値（小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、賦課額を乗じて得た額（最少基準額を下回る時は、当該額とする。）と、賦課額との差額

イ 世帯の前年の総所得金額が限度基準額以上である場合は、見込総所得金額を、限度基準額で除して得た数値（小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、賦課額を乗じて得た額（最少基準額を下回る時は、当該額とする。）と、賦課額との差額

(3) 特例対象被保険者世帯の減免判定基準額の特例

特例対象被保険者世帯における前号の適用については、前号中「賦課額を乗じて得た額」とあるのは、「特例軽減適用前賦課額を乗じて得た額」としたうえで、前号により算定した額から、特例対象被保険者軽減額を差し引いた額を減免判定基準額とする。

2 賦課期日後において納付義務の発生又は消滅、被保険者数の異動等があった場合の減免額の算定は、月割をもって行う。

- 3 前年の総所得金額及び見込総所得金額を算定する際は、繰越損失に係る控除を適用しないものとする。
- 4 世帯の前年の総所得金額の算出にあたっては、地方税法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないで計算するものとする。ただし、該当世帯の主たる所得が事業専従者として支払を受けた給与所得である場合は、この限りではない。

(生活保護世帯に係る減免)

第14条 生活保護世帯に係る減免額は、資格適用終了により月割算定をした後の賦課額と納付済額との差額とする。また、医療分保険料、支援金分保険料及び介護2号分保険料それぞれの減免額は、第8条第3項各号の規定中、「納付困難額」を「減免額」に読み替えて適用させた額とする。

- 2 区長がやむを得ないと認めるときは、過年度以前に賦課決定を行った賦課額についても前項の規定を適用することができるものとする。ただし、法第110条の規定による時効となつた賦課額は減免対象額としない。

(法第59条世帯に係る減免)

第15条 法第59条世帯に係る減免は、次の各項に定めるところによる。

(1) 減免期間

減免の理由が生じた日の属する月から減免の理由が消滅した日の属する月の前月までとする

(2) 医療分保険料に係る減免額

減免前賦課額から前号の期間に係るアからウまでの月割算定額と前号以外の期間の月割算定額の合算額を控除した額とする。ただし、前号の期間に係るアからウまでの月割算定額と前号以外の期間の月割算定額の合算額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

ア 条例第13条により算定した法第59条該当者以外の被保険者に係る所得割額

イ 法第59条該当者の被保険者数を除いた被保険者数に条例第15条第1項第2号の規定による被保険者均等割を乗じて得た額

ウ 当該世帯の被保険者全員が法第59条該当者の場合は0円とし、それ以外の場合は、条例第15条第1項第3号の規定による世帯別平等割額

(3) 支援金分保険料に係る減免額

前号中「条例第13条」を「条例第15条の2の3」と、「条例第15条第1項第2号」を「条例第15条の2の4第1項第2号」と、「条例第15条第1項第3号」を「条例第15条の2の4第1項第3号」と読み替えて前号の規定により求めた額とする。

(4) 介護2号分保険料に係る減免額

減免前賦課額から第1号の期間に係るアからウまでの月割算定額と第1号以外の期間の月割算定額の合算額を控除した額とする。ただし、第1号の期間に係るアからウまでの月割算定額と第1号以外の期間の月割算定額の合算額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、第1号の期間に介護2号分保険料が発生していない場合は、介護2号分保険料に係る減免額は生じないものとする。

ア 条例第15条の4の規定により算定した法第59条該当者以外の介護2号被保険者に係る所得割額

イ 法第59条該当者の介護2号被保険者数を除いた介護2号被保険者数に条例第15条の5第1項第2号の規定による被保険者均等割を乗じて得た額

- ウ 当該世帯の介護 2 号被保険者全員が法第59条該当者の場合は 0 円とし、それ以外の場合は、条例第15条の 5 第 1 項第 3 号の規定による世帯別平等割額
- 2 前項第 2 号から第 4 号までのアからウまでの月割算定額と前項第 1 号以外の期間の月割算定額の合算額の算定において、条例第19条、第19条の 2 、未就学児軽減又は産前産後軽減の適用を受けている場合は、適用後の額とする。
- 3 第 1 項第 2 号から第 4 号までのアからウまでの月割算定額と第 1 項第 1 号以外の期間の月割算定額の合算額が、条例第12条第 1 項、第15条の 2 の 2 第 1 項及び第 15 条の 3 第 1 項に規定する限度額を超える場合には、限度額とする。
- 4 区長がやむを得ないと認めるときは、過年度以前に賦課決定を行った賦課額についても第 1 項から第 3 項までの規定を適用することができるものとする。ただし法第110条の規定による時効となつた賦課額は減免対象額としない。

(旧被扶養者世帯に係る減免)

第16条 旧被扶養者世帯に係る減免は、次の各項に定めるところによる。

(1) 減免期間

減免の理由が生じた日の属する月から減免の理由が消滅した日の属する月の前月までとする

(2) 医療分保険料に係る減免額

減免前賦課額から前号の期間に係るアからウまでの月割算定額と前号以外の期間の月割算定額の合算額を控除した額とする。ただし、前号の期間に係るアからウまでの月割算定額と前号以外の期間の月割算定額の合算額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

ア 条例第13条の規定により算定した旧被扶養者以外の被保険者に係る所得割額

イ 旧被扶養者が被保険者の資格を取得した日の属する月以後 2 年を経過する月までの間（以下「応益割減免期間」という。）に係る条例第15条第 1 項第 2 号に規定する額に10分の 5 を乗じて得た額、それ以後の期間に係る同号に規定する額及び旧被扶養者以外の被保険者に係る同号の額の合算額

ウ 当該世帯の被保険者全員が旧被扶養者の場合は、応益割減免期間に係る条例第15条第 1 項第 3 号アに規定する額に10分の 5 を乗じて得た額及びそれ以後の期間に係る同号アに規定する合算額とし、それ以外の場合は、同号アの額

(3) 支援金分保険料に係る減免額

前号中「条例第13条」を「条例第15条の 2 の 3 」と、「条例第15条第 1 項第 2 号」を「条例第15条の 2 の 4 第 1 項第 2 号」と、「条例第15条第 1 項第 3 号ア」を「条例第15条の 2 の 4 第 1 項第 3 号ア」と読み替えて前号の規定により求めた額とする。

(4) 介護 2 号分保険料に係る減免額

減免前賦課額から第 1 号の期間に係るアからウまでの月割算定額と第 1 号以外の期間の月割算定額の合算額を控除した額とする。ただし、第 1 号の期間に係るアからウまでの月割算定額と第 1 号以外の期間の月割算定額の合算額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、第 1 号の期間に介護 2 号分保険料が発生していない場合は、介護 2 号分保険料に係る減免額は生じないものとする。

ア 条例第15条の 4 の規定により算定した旧被扶養者以外の介護 2 号被保険者に係る所得割額

イ 応益割減免期間に係る条例第15条の 5 第 1 項第 2 号に規定する額に10分の 5

を乗じて得た額、それ以後の期間に係る同号に規定する額及び旧被扶養者以外の介護2号被保険者に係る同号の額の合算額

ウ 当該世帯の介護2号被保険者全員が旧被扶養者の場合は、応益割減免期間に係る条例第15条の5第1項第3号アに規定する額に10分の5を乗じて得た額及びそれ以後の期間に係る同号アに規定する額の合算額とし、それ以外の場合は、同号アの額

2 前項第2号から第4号のイ及びウの算定において、条例第19条、未就学児軽減又は産前産後軽減の適用を受けている場合は、以下の各号に定める場合を除き、当該減額適用後の額とする。

(1) 第1項第2号から第4号のイ及びウの応益割減免期間における旧被扶養者の被保険者に係る均等割額及び被保険者全員が旧被扶養者である場合の平等割額の算定において、条例第19条第1項第3号の適用を受けている場合（未就学児軽減又は産前産後軽減の適用を受けている場合は、適用後の額。）で、当該減額後の額が当該減額を考慮しないものとして算定した額を上回る場合

(2) 第1項第2号から第4号のイの応益割減免期間における旧被扶養者の被保険者に係る均等割額の算定において、条例第19条の適用を受けず産前産後軽減の適用を受けている場合で、当該減額後の額が当該減額を考慮しないものとして算定した額を上回る場合

3 第1項第2号及び第3号のウの算定において、条例第15条第1項第3号イの特定世帯に該当するときは、同号イの額とする。ただし、条例第19条の適用も受けている場合は、適用後の額とする。

4 第1項第2号から第4号のアの算定において、条例第19条の2又は産前産後軽減の適用を受けている場合には、適用後の額とする。

5 第1項第2号から第4号のアからウまでの月割算定額と第1項第1号以外の期間の月割算定額の合算額が、条例第12条第1項、第15条の2の2第1項及び条例第15条の3第1項に規定する限度額を超える場合には、限度額とする。

第4章 その他

（現年度に賦課決定を行った過年度分賦課額）

第17条 第3章各条に該当する世帯において、現年度に賦課決定を行った過年度分賦課額がある場合、各条で算出した減免判定基準額に準じて、当該賦課額に係る減免判定基準額を算出するものとする。

（電子情報処理組織による書類等の提出）

第18条 この要綱に定める申請または補正等において提出することとされている証明書類及び納付困難判定書類については、電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提出を行うことができる。

2 前項の規定により行われた提出については、当該提出を受ける本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。

（委任）

第19条 この要綱の実施について必要な事項は、別に保険医療部長が定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年11月4日から施行する。
(法第59条世帯に係る減免の経過措置)
- 2 当分の間、平成13年1月1日より前に出国し、継続して海外渡航中の被保険者が属する世帯について、従前の例により法第59条世帯に係る減免の対象とする。ただし、海外渡航中における療養費の支給申請を行った場合は、その対象としないものとする。
(税制改正に係る経過措置)
- 3 第7条に規定する見込所得金額の算出にあたっては、減免対象賦課額の算定の基となつた所得に適用している各控除の規定を、同様に適用することとする。
(令和6年度以前の賦課に係る経過措置)
- 4 令和6年度以前に賦課の決定を行つたものに関しては、なお、従前の例による。
(旧被扶養者世帯の定義に係る経過措置)
- 5 令和9年3月31日までの間に限り、被保険者の資格を取得した日が令和7年3月31日以前である世帯に係る第2条第5号の規定の適用については、令和7年4月1日改正前の札幌市国民健康保険料減免取扱要綱の例による。

様式 1

同 意 書

(宛先) 札幌市 区長

年 月 日

〒 _____

住所 _____

世帯主（納付義務者）氏名 _____

生年月日 年 月 日

札幌市国民健康保険料減免取扱要綱第2条第1項第2号に規定する所得激減
減免の審査のために必要があるときは、金融機関に対して必要な調査を行うこ
と及び国税徴収法に基づき調査した情報を使用することに同意します。

また、当該調査に関して、私が同意している旨を金融機関に伝えて構いません。

様式2

札 保険第 号
年 月 日

納付義務者氏名 _____ 様
(納付通知書番号 _____)

札幌市 区長 印

国民健康保険料減免決定取消(変更)通知書

札幌市国民健康保険条例第24条の規定に基づき、 年 月 日に決定した保険料の減免について、下記の理由により取消(変更)しましたので通知します。

また、この減免の取消(変更)により発生した保険料については、同封の納付通知書により、納期限までに納付してください。

記

備考

- 1 この処分に係る北海道国民健康保険審査会に対する審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。
- 2 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。